

産業廃棄物適正処理に係る業種別事例集

～公務編～のご紹介

第7回 川崎市交通局の事例

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、自治体や国(省庁)が産業廃棄物の適正処理や電子マニフェスト普及促進のために活用できるものとして、公務を対象に、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例や電子マニフェストの活用事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。(令和5年3月)

第7回は、事例集の中から川崎市交通局(以下「交通局」という。)が直営する2営業所等から排出される産業廃棄物の適正処理の取組み、電子マニフェストの使用状況を一部抜粋し掲載します。

産業廃棄物の適正処理の取組み

1 施設概要、実績

○ 部局概要

部局所在地	川崎市川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル9階
産業廃棄物の処理の関係部署	川崎市交通局自動車部管理課、川崎市交通局自動車部運輸課
主な施設	川崎市交通局事務所、営業所(直営:鷺ヶ峰営業所、塩浜営業所/管理委託:上平間営業所、井田営業所)、乗車券発売所(川崎乗車券発売所、溝口乗車券発売所)
在籍車両数*	乗合バス312両、貸切バス5両(令和4年12月時点)

* 管理委託する営業所の車両を含む。すべて交通局の所有。

○ 排出する主な産業廃棄物(令和3年度実績)

廃棄物区分	排出する主な産業廃棄物の種類
普通産業廃棄物	汚泥(泥状のもの)、廃プラスチック類、金属くず、廃タイヤ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃アルカリ、廃溶剤、安定型混合廃棄物、蛍光灯
特別管理産業廃棄物	燃えやすい廃油

* 交通局直営の営業所等の排出量を記載。

* 燃えやすい廃油は車両整備の際の部品洗浄に使用した灯油。

* 廃アルカリは車両整備の際の冷却水として使用して排出されたもの。

○ 車両整備に係る産業廃棄物の処理状況

・車両の整備で排出される廃棄物については、営業所で保管し、一定量が溜まり次第、年間契約して

いる処理業者に処理を委託

2 委託先処理業者選定

○ 処理業務の発注形態

・発注金額が100万円以上の場合是一般競争入札

○ 処理業者の情報収集

・川崎市競争入札参加資格の登録情報を確認

○ 選定方法・選定基準

・川崎市の工事請負、業務委託、物品調達等の契約は、市内中小企業の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内中小事業者に優先発注することを基本施策。交通局でも廃棄物の処理の知識や技能が処理業者にあることを前提に、市内に所在する川崎市競争入札参加資格を有する中小の処理業者を優先して選定。

3 委託契約・事前打合せ

○ 委託契約

・令和3年度は、管理課では、収集運搬・処分を兼務する処理業者1社と委託契約を締結し、運輸課では、収集運搬・処分を兼務する処理業者3社と委託契約を締結

・運輸課では年間契約以外の産業廃棄物が発生した際は、その都度契約を締結

・委託契約は産業廃棄物の排出部門の担当者が経理課へ依頼し、川崎市交通局契約規程により締結

○ 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

<管理課における打合せ>

- ・ 処理業者との協議のもとに、産業廃棄物の引渡しに関する年間計画を決めており、計画で示された日に、産業廃棄物の回収を行う

<運輸課における打合せ>

- ・ 委託先処理業者と産業廃棄物の性状・量、引渡方法、積込み手順について打合せ
- ・ 収集運搬業者より産業廃棄物の排出場所を確認したい旨の依頼がある場合は、排出場所の現地確認を実施

電子マニフェストの使用状況

○ 電子マニフェストの運用方法

- ・ 令和3年度に産業廃棄物処理で交通局が使用したマニフェストはすべて電子マニフェストであった。令和3年度の電子マニフェスト登録件数は147件であり、このうち92件は事務所や営業所（事務所）から定期的に排出された産業廃棄物を委託処理した件数で、55件は整備に伴い排出された産業廃棄物を処理委託した件数である
- ・ 交通局では管理課及び運輸課がそれぞれ電子マニフェストに加入。営業所の事務部門から排出される産業廃棄物の処理については、委託契約から電子マニフェストに係る事務を交通局管理課が担当。整備に伴い排出される産業廃棄物については、電子マニフェストに係る支払業務は交通局庶務課、委託契約や電子マニフェストに係る事務は運輸課が担当

<管理課における運用方法>

- ・ 産業廃棄物の引渡しの連絡を受けた管理課の担当者1名がWeb方式により電子マニフェストにアクセスし、マニフェストを登録
- ・ 処理業者との年間計画で取り決めた産業廃棄物の回収日についてマニフェストを予約登録しておき、産業廃棄物の引渡担当者及び処理業者に産業廃棄物の引渡し完了を確認した後に、引渡しから3日以内に本登録に切り替え
- ・ 処理業者による収集運搬や処分の終了報告の有無

はマニフェスト情報の照会画面で確認

<運輸課における運用方法>

- ・ 営業所の担当者2名のどちらかがWeb方式により電子マニフェストにアクセスし、事前に予約登録していたマニフェストから受渡確認票を印刷し、収集運搬業者に渡す。営業所の2名の担当者のどちらかが産業廃棄物の引渡しの当日に本登録を行う
- ・ 処理業者による収集運搬や処分の終了報告の有無は、メール通知機能を利用し確認するほか、マニフェスト情報の照会画面で確認

○ 電子マニフェスト導入の経緯

- ・ 交通局は平成20年（2008年）にはじめて電子マニフェストに加入して、紙マニフェストと併用で電子マニフェストの使用を開始。平成29年度（2017年度）に管理課が電子マニフェストに追加で加入したことで、交通局から排出される産業廃棄物は基本的に電子マニフェストで処理

○ 電子マニフェスト導入のための取組み

- ・ 平成21～29年度まで、川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課が毎年、庁内各部署のマニフェスト担当者を対象に、JWセンターを講師とした電子マニフェスト操作説明会を開催。交通局でも説明会を受講し、電子マニフェストの操作方法を習得するとともに、電子マニフェストの運用を確立

○ 電子マニフェスト導入の効果

- ・ 電子マニフェストの導入により、マニフェストの返送先の誤りを防止することができるようになった